



2016年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 保険顧客

資産相談業務

実施日◆2017年1月22日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月1日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2016年10月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮し
ないものとします。

2．問題は【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は通し番号になっており、《問1》から《問15》まで
となっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に
従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてくだ
さい。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

個人事業主のAさん（50歳）は、妻Bさん（46歳）とともに、地元の商店街で食品品を中心としたスーパーマーケットを営んでいる。Aさんは、大学卒業後に入社した食品メーカーを退職した後に、現在の店を開業した。店の経営は、比較的順調に推移している。

最近、老後の生活資金について考えるようになったAさんは、どれくらいの年金額を受給できるのか、また、年金額を増やす方法はないかなど、公的年金制度について知りたいと思うようになった。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんに関する資料 >

- (1) 生年月日 : 昭和41年4月12日
- (2) 公的年金の加入歴 : 下記のとおり（見込みを含む）

昭和61年4月

平成29年2月

国民年金 未加入期間 (36月)	厚生年金保険 被保険者期間 (120月)	国民年金 保険料納付済期間 (214月)	国民年金 保険料納付予定 (110月)
------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------

(20歳)

(60歳)

< 妻Bさんに関する資料 >

- (1) 生年月日 : 昭和45年5月6日
- (2) 公的年金の加入歴 : 18歳からAさんと結婚するまでの10年間、厚生年金保険に加入。結婚後は国民年金に第1号被保険者として加入している。保険料の免除期間や未納期間はない。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんは60歳になるまで国民年金保険料を納付するものとし、年金額は平成28年度の価額に基づいて計算するものとする。

- 1) $780,100円 \times \frac{324月}{480月}$
- 2) $780,100円 \times \frac{444月}{480月}$
- 3) $780,100円 \times \frac{480月}{480月}$

《問2》次に、Mさんは、老後の年金収入を増やす方法について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんは、所定の手続により、国民年金の定額保険料に加えて付加保険料を納付することで、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、『 $400円 \times$ 付加保険料納付済期間の月数』の算式で計算した額を付加年金として受け取ることができます」
- 2) 「Aさんは、老後の年金収入を増やす方法として、国民年金基金に加入することができます。掛金の額は、加入者が選択した給付の型や口数、加入時の年齢、男女の別で決まります」
- 3) 「Aさんが70歳0カ月で老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をした場合、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げによる増額率は42%となります」

《問3》最後に、Mさんは、老後の年金収入を増やす方法の1つとして、確定拠出年金の個人型年金について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「確定拠出年金の個人型年金は、将来の年金受取額が自己の指図に基づく運用実績により増減します。したがって、運用リスクは加入者個人が負うこととなります」
- 2) 「Aさんが確定拠出年金の個人型年金に加入した場合、毎月の掛金は、5,000円から68,000円の範囲内で、1,000円刻みで選択できます。拠出した掛金は、税法上、生命保険料控除として所得控除の対象となります」
- 3) 「Aさんが確定拠出年金の個人型年金に加入し、将来において、老齢給付金を一時金で受け取った場合、当該一時金は、税法上、退職所得として扱われます」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

X社に勤務するAさん（40歳）は、専業主婦である妻Bさん（38歳）および長女Cさん（13歳）との3人暮らしである。Aさんは、大学卒業後、X社に入社し、収入面を含め、これまで安定した生活を送っている。

Aさんは、先日、X社を担当している生命保険会社の営業担当でファイナンシャル・プランナーのMさんから個人年金保険の提案を受けたことを機に、老後の生活資金について、準備を始めたいと考えるようになった。Aさんが提案を受けた個人年金保険に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんが提案を受けた個人年金保険に関する資料 >

【パターン1】

契約者（＝保険料負担者）・被保険者・年金受取人 ： Aさん
保険料払込満了年齢 ： 60歳
年金開始年齢 ： 60歳
月払保険料（口座振替） ： 30,000円
払込保険料累計額 ： 720万円（20年間）
受取方法 ： 10年保証期間付終身年金
基本年金額 ： 30万円
特約 ： 個人年金保険料税制適格特約

【パターン2】

契約者（＝保険料負担者）・被保険者・年金受取人 ： Aさん
保険料払込満了年齢 ： 65歳
年金開始年齢 ： 65歳
月払保険料（口座振替） ： 30,000円
払込保険料累計額（ ） ： 900万円（25年間）
受取方法 ： 10年確定年金
基本年金額 ： 94万円
年金開始時の一括受取額 ： 910万円
年金受取累計額（ ） ： 940万円
年金受取率（ ÷ ） ： 104.4%（小数点第2位以下切捨て）
特約 ： 個人年金保険料税制適格特約

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》はじめに、Mさんは、各種データに基づいて老後の生活資金の準備の必要性について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「厚生労働省の平成27年簡易生命表によると、男性の平均寿命は87.05歳(年)、女性の平均寿命は80.79歳(年)となっており、男性のほうが長生きであることがわかります。老後の生活資金の準備は、女性に比べて、男性のほうがその必要性がより高いと思われます」
- 2) 「平成28年版厚生労働白書によると、標準世帯(夫が平均的収入で40年就業し、妻がその期間専業主婦だった場合)の老齢厚生年金の給付水準は年額780,100円となっています。公的年金を補完する自助努力として、個人年金保険に加入することを検討してください」
- 3) 「公益財団法人生命保険文化センターの平成28年度生活保障に関する調査(速報版)によると、夫婦2人で老後生活を送るうえで必要と考えられている最低日常生活費は平均22万円(月額)となっています。今のうちから支出可能な保険料の範囲内で無理なく準備を進めていきましょう」

《問5》次に、Mさんは、提案している個人年金保険の課税関係について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「【パターン1】【パターン2】ともに、私が提案している個人年金保険には個人年金保険料税制適格特約を付加しています。Aさんが支払う保険料は個人年金保険料控除の対象となり、年間の適用限度額は所得税で40,000円、住民税で28,000円です」
- 2) 「【パターン1】【パターン2】ともに、Aさんが毎年受け取る年金は雑所得に該当し、所得税および住民税の課税対象となり、公的年金等控除の適用を受けることができます」
- 3) 「【パターン2】において、Aさんが年金支払開始の際に確定年金を一括して受け取った場合、その一時金は一時所得に該当し、所得税および住民税の課税対象となります」

《問6》最後に、Mさんは、提案している個人年金保険の商品内容等について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「【パターン1】【パターン2】ともに、加入後、早期に解約した場合、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。個人年金保険は、老後の生活資金の準備を目的とする長期の契約であることをご理解いただき、加入を検討してください」
- 2) 「【パターン1】の場合、保証期間中および保証期間経過後ともに、被保険者(年金受取人)であるAさんがご存命である場合に限り、年金が支払われます」
- 3) 「【パターン2】の確定年金の受取期間中にAさんが亡くなった場合であっても、残余期間の年金額を相続人が受け取ることができます」

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

X株式会社（以下、「X社」という）は、Aさん（40歳）が設立した会社である。Aさんは、現在、退職金規程の整備や自身および従業員の退職金準備の方法について検討している。そこで、Aさんは生命保険会社の営業担当者であるMさんに相談することにした。

なお、Mさんが提案した生命保険の内容は、以下のとおりである。

< Mさんの提案内容 >

Aさんの退職金準備を目的として、< 資料1 >の生命保険を提案した。
従業員の退職金準備を目的として、< 資料2 >の生命保険を提案した。

< 資料1 >

保険の種類	終身保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	Aさん（契約時年齢は40歳）
死亡保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	終身・65歳
死亡・高度障害保険金額	5,000万円
年払保険料	160万円
65歳時の解約返戻金額	3,800万円

< 資料2 >

保険の種類	養老保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	全従業員（30名）
死亡保険金受取人	被保険者の遺族
満期保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	65歳満期
死亡・高度障害保険金額	500万円（1人当たり）
年払保険料	550万円（30名の合計）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Mさんは、《設例》の<資料1>の終身保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんの退任時に、当該終身保険の解約返戻金を役員退職金の原資として活用することができます」
- 2) 「Aさんの退任時に、役員退職金の一部として当該終身保険の契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義変更することで、当該終身保険を個人の保険として継続することができます」
- 3) 「保険期間中にX社に緊急の資金需要が生じた場合、契約者貸付制度を活用することができます。ただし、契約者貸付を利用できる上限は、利用時点での払込保険料相当額までとなります」

《問8》 《設例》の<資料1>の終身保険の第1回保険料払込時の経理処理（仕訳）として適切なものは、次のうちどれか。

1)

借 方		貸 方	
福利厚生費	80万円	現金・預金	160万円
保険料積立金	80万円		

2)

借 方		貸 方	
福利厚生費	160万円	現金・預金	160万円

3)

借 方		貸 方	
保険料積立金	160万円	現金・預金	160万円

《問9》 Mさんは、《設例》の<資料2>の福利厚生プランについて説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「福利厚生プランの保険料は、その2分の1を資産計上し、残りの2分の1を期間の経過に応じて損金の額に算入します」
- 2) 「福利厚生プランは、従業員全員を被保険者とする等の普遍的加入でなければなりませんので、健康上の問題等で加入できない従業員がいる場合、X社に福利厚生プランを導入することはできません」
- 3) 「保険期間中に被保険者である従業員が中途退職（生存退職）した場合、解約返戻金は退職する従業員本人に直接支給されます」

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさんの4人家族である。Aさんは、平成28年中に、生命保険の見直しを行った結果、下記の生命保険を解約している。また、Aさんは、平成28年中に「ふるさと納税」として3つの地方公共団体に計5万円の寄附を行っている。

なお、Aさんとその家族に関する資料等は、以下のとおりである。

< Aさんとその家族に関する資料 >

Aさん（51歳）： 会社員

妻Bさん（49歳）： 平成28年中にパートタイマーとして、給与収入95万円を得ている。

長女Cさん（21歳）： 大学生。平成28年中の収入はない。

二女Dさん（17歳）： 高校生。平成28年中の収入はない。

< Aさんの平成28年分の収入等に関する資料 >

(1) 給与収入の金額： 1,000万円

(2) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月： 平成22年7月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん

死亡保険金受取人： 妻Bさん

解約返戻金額： 700万円

一時払保険料： 500万円

妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

Aさんとその家族の年齢は、いずれも平成28年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの平成28年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

) 妻Bさんの平成28年分の合計所得金額は () 万円を超えないため、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができる。

) Aさんが適用を受けることができる長女Cさんに係る扶養控除の控除額は、() 万円である。

) Aさんが適用を受けることができる二女Dさんに係る扶養控除の控除額は、() 万円である。

- 1) 38 38 63
- 2) 103 63 63
- 3) 38 63 38

《問11》 Aさんの平成28年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 855万円
- 2) 880万円
- 3) 930万円

< 資料 >

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
~	180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	~ 1,200	収入金額 × 5% + 170万円
1,200	~	230万円

《問12》 Aさんの平成28年分の所得税の確定申告に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「総所得金額に算入される一時所得の金額が20万円を超えるため、Aさんは所得税の確定申告をしなければなりません」
- 2) 「Aさんは確定申告をすることにより、ふるさと納税で寄附した5万円の全額について、平成28年分の所得税額から控除されます」
- 3) 「確定申告書は、原則として、平成29年2月16日から平成29年3月31日までの間に、Aさんの住所地を所轄する税務署長に提出してください」

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

資産家のAさん（73歳）の推定相続人は、妻Bさん（70歳）、長女Cさん（46歳）および長男Dさん（40歳）の3人である。

Aさんは、妻Bさんには現預金および自宅を、長女Cさんには賃貸ビルを相続させたいと考えており、遺言書の準備を検討している。

また、Aさんは、現在、生命保険に加入していないため、相続対策として一時払終身保険への加入を検討している。

< Aさんの推定相続人 >

妻Bさん : Aさんと自宅で同居している。

長女Cさん : Aさん夫婦と同居し、賃貸ビルの管理等の仕事をしている。

長男Dさん : 会社員。妻と子2人の4人暮らし。

< Aさんが保有する主な財産（相続税評価額）>

現預金 : 7,000万円

自宅（敷地360㎡） : 5,000万円

自宅（建物） : 1,000万円

賃貸ビル（敷地400㎡） : 1億3,000万円

賃貸ビル（建物） : 9,000万円

敷地は、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

< Aさんが加入を検討している一時払終身保険の内容 >

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 長女Cさん

死亡保険金額 : 2,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 遺言書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものです」
- 2) 「Aさんが公正証書遺言を作成する場合の証人には、妻Bさんがなることはできませんが、長女Cさんおよび長男Dさんは証人になることができます」
- 3) 「仮に、Aさんの相続が開始し、相続人がAさんの自筆証書遺言を発見した場合、相続人は、遅滞なく、その遺言書を家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければなりません」

《問14》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

) Aさんが加入を検討している一時払終身保険の死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となるが、長女Cさんが受け取る死亡保険金は「() ×法定相続人の数」を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができる。

) 妻Bさんおよび長女Cさんが相続財産の大半を取得した場合、長男Dさんの()を侵害する可能性がある。Aさんの相続が現時点(平成29年1月22日)で開始した場合の長男Dさんの()の割合は、8分の1である。

) Aさんの相続が開始し、妻Bさんが「特定居住用宅地等」に該当する自宅の敷地を相続等により取得し、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けた場合、当該敷地は330㎡までの部分について()の減額が受けられる。

- 1) 500万円 遺留分 80%
- 2) 500万円 法定相続分 100%
- 3) 600万円 法定相続分 80%

《問15》 仮に、Aさんの相続が現時点(平成29年1月22日)で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額(「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」)が3億円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 6,900万円
- 2) 7,400万円
- 3) 1億800万円

<資料> 相続税の速算表(一部抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
~	1,000	10%	-
1,000	~ 3,000	15%	50万円
3,000	~ 5,000	20%	200万円
5,000	~ 10,000	30%	700万円
10,000	~ 20,000	40%	1,700万円
20,000	~ 30,000	45%	2,700万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）